

○名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月8日

条例第60号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第5条第2項中「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり」と、省令第6条第2項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月1回は」と、省令第10条第3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるものとする。

(令2条例21・令2条例24・一部改正)

(防犯及び事故防止)

第3条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、省令第15条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除

条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

- 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であって、省令第9条第2項及び省令第10条第4項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、適用しない。

附 則（令和2年条例第21号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員である者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。

附 則（令和2年条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。